

【別紙1】

港区地域災害情報システム構築業務委託
調達仕様書

令和4年11月

防災危機管理室

1 件名

港区地域災害情報システム構築業務委託(以下「本業務」という。)

2 目的

平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年西日本豪雨、さらには相次ぐ台風被害など、近年に発生した大規模自然災害では、広範囲におよぶ被害の迅速な把握、住民の避難状況の把握が困難となり、情報把握の遅れが救助活動などの被災者支援といった災害応急活動に大きな支障をもたらしたことが課題として浮き彫りとなった。

また、情報の伝達手段が多様化する中で、誤った情報が被災地を混乱させる状況も多く発生しており、行政がテレビ、ラジオ等に加えて、メール、SNS 等を活用して、正確な情報を迅速に発信することの重要性についても改めて認識された。

このような背景の中、本区においても、現行システム環境の見直し契機を迎えており、過去の災害を教訓に区民の安全・安心を確保するため、今後起こりうる大規模災害に備えた情報収集、意思決定並びに情報共有や発信機能等を一元的に管理・運用する、耐災害性を確保した「港区地域災害情報システム」(以下「本システム」という。)を再構築することを目的とする。

3 業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 本システムの設計
- (2) 本システムの構築および導入
- (3) データの移行と整備
- (4) 本稼働に向けた支援(操作研修、訓練支援、その他本稼働に向けて必要となる事柄)
- (5) 本システムの運用支援・保守

※運用支援・保守については、別途、契約の締結を予定する。

4 履行場所

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所5階(窓口番号501)

港区 防災危機管理室 防災課 防災係

その他、本区が定める指定場所

5 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6 スケジュール

本区が想定するスケジュールは以下のとおりとし、令和5年9月から仮運用を開始すること。なお、仮運用の内容を含めた詳細スケジュールについては、契約締結後に、本業務の進捗および品質について適切に管理するための「業務計画書」を受託事業者にて取りまとめ、主管課の承認を得ること。

表1 想定スケジュール

| 項番 | 項目 | 工程 |
|----|---------------|-------------------|
| 1 | 基本設計および詳細設計 | 令和5年4月上旬～令和5年6月下旬 |
| 2 | パッケージの改修、機能開発 | 令和5年7月上旬～令和6年3月上旬 |
| 3 | 操作研修 | 令和6年2月上旬～令和6年3月中旬 |
| 4 | 納品 | 令和6年3月31日 |
| 5 | システム運用および保守開始 | 令和6年4月～ |

7 システム要件

(1) システム形態

本システムは、その特性から、大規模な自然災害等が発生した場合において、確実にサービスが利用できる業務継続性を確保する必要がある。このため、システム形態は、インターネットクラウド方式を採用し、インターネットを利用できる場所であれば地理的な制約を受けずに利用できる耐災性の高いシステムを提案すること。

また、システム障害やセキュリティインシデントに即座に対応できるよう、クラウド方式を採用した提案とすること。

ただし、避難行動要支援者や避難者などの個人情報の管理、利用については、本区仮想化基盤や東京都自治体情報セキュリティクラウドの活用や、提案者が本業務の範囲で専用の機器、ネットワークを調達するなど、個人情報保護に配慮した提案を行うこと。

(2) システム構成

本システムの全体構成イメージおよびシステム化の範囲は以下のとおりとする。

なお、本システムのアプリケーション稼働環境は外部のインターネットデータセンタに配置することとするが、本システムを構成するにあたり必要な機器等については、ハードウェア構成およびソフトウェア構成を提案し、本仕様書に示す具体的内容やその他有用な対策がある場合は、提案書に示すこと。

また、情報収集、状況把握ならびに情報発信等の一連の運用において、サーバやネットワーク機器等の中継機器を必要とする場合は、これに要する機器やサービス一式も本業務に含めるものとし、提案書に示すこと。

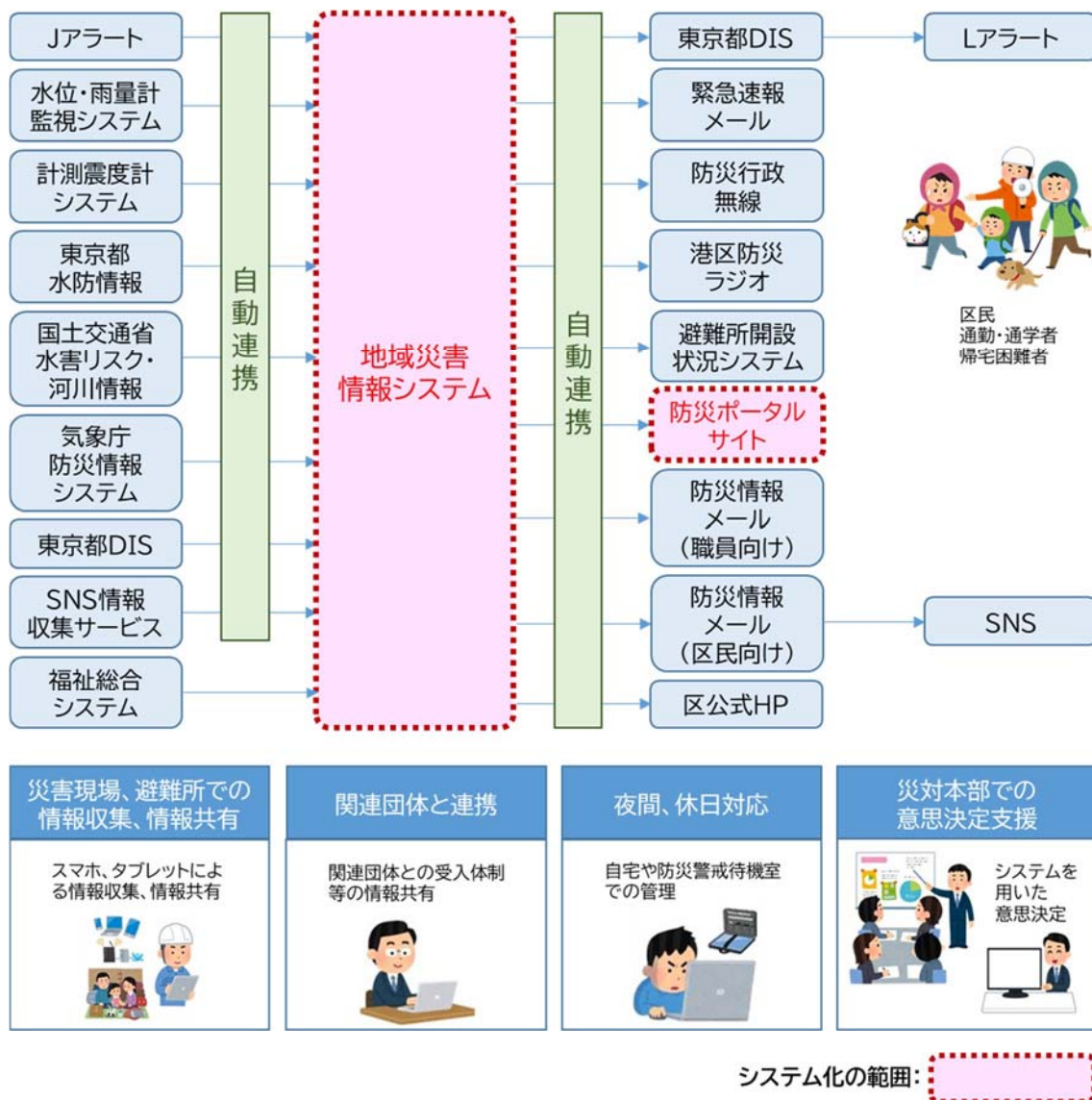


図1 全体構成イメージとシステム化の範囲

※なお、連携先のシステム改修費用は、発注者(区)が負担するものとする。

(3) 機能要件

本システムは、「【別紙2】港区地域災害情報システム機能要件一覧」に定める機能を網羅するシステムであること。

また、機能要件一覧に記載のない機能において、本区の災害対応業務に有効となる提案者独自機能があれば提案を行うこと。

なお、提案者が保有するパッケージソフトを可能な限り活用し、必要最低限のカスタマイズとすることで、後々のバージョンアップ対応等を容易にすること。(カスタマイズにより、パッケージの保守性を損なう場合は、事前に本区と協議すること。)

(4) 非機能要件

① 規模要件

本システムの利用者は以下のとおりとし、本システムの同時ログイン(情報の閲覧)を1,000名、同時アクセス(情報の登録)を100名とすること。

また、システムの利用場所として区役所本庁舎、みなとパーク芝浦(代替拠点)、各地区総合支所、区民避難所・福祉避難所を見込むこと。PC 想定利用台数 112 台。

表2 本システムの利用者数

| 項番 | 区分 | 概要 | 規模 |
|----|-------------|--|--------|
| 1 | システム管理者 | 管理者機能を利用する本システムの管理者ID管理、閲覧制限の変更、公開可否等の設定を行う。 | 10人 |
| 2 | システム 区職員 | 被害現場や避難所、庁内にて被害状況等や | 2,000人 |
| 3 | 利用者 関係機関 | 避難所情報を登録、参照する利用者 | 81箇所 |

② 端末要件

本システムを利用する端末要件は以下のとおりとする。各利用者において、様々な環境が利用されていることから、特定環境への依存性を排除し、将来の更新等の妨げとならないよう配慮すること。

表3 端末要件

| 端末種別 | 要件 |
|--|--|
| 業務用端末(パソコン) モバイル端末(タブレット ／スマートフォン) | <p>端末機の画面はデスクトップパソコン、ノートパソコン、タブレット、スマートフォンの多様な画面を想定すること。</p> <p>次に示すWebブラウザであれば、特別なソフトウェアをインストールすることなく、端末機やOSに依存することなく利用できること。また、端末機、OS、Webブラウザのバージョンアップに追従すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft Edge 8.0 以降 ・ Mozilla Firefox(最新の安定バージョン) ・ Google Chrome(最新の安定バージョン) ・ iOS Safari 8.0 以降 ・ Android 標準ブラウザ <p>セッション管理は端末ごとに行うものとし、一端末でWebブラウザのウィンドウを複数開いて操作することを許可すること。また、同一IDによる別端末からの複数同時ログインを許可するとともに、データ更新の排他ロックを適切に実装すること。</p> |

③ 性能要件

平常時におけるシステム時の画面レスポンス性能は3.0秒以内とし、システム操作全般をストレスなく操作できることとする。

また、災害時においても同様とし、急激な同時アクセスの増加においても本システムがフリーズしない設計とすること。

ただし、利用端末の性能やネットワークの遅延等については考慮しないものとする。

④ 信頼性要件

システム障害等を起因としたシステムの機能不全を回避するため、システムの稼働環境は複数保有・分散設置でのサーバやネットワーク機器等の冗長構成を採用し、複数データセンタによるデータセンタの冗長構成により、障害の種別に関わらず、単一障害によるシステム停止が発生しない構成とすること。また、いつ起こるか分からない災害に対して確実に対応するため、システム稼働時間を以下のとおり定義する。

なお、万が一多重障害が発生し、システムが停止した場合は速やかに復旧を図るものとするが、これに備えた平時のバックアップ方式、障害時のリカバリ方式について、実現方式を提案すること。

表4 システム稼働時間

| 項番 | 項目 | 要件 |
|----|----------|--|
| 1 | システム稼働時間 | 24時間365日 |
| 2 | 年間稼働時間 | システム構成上の受託者の責任分界点範囲における年間稼働率は、99.9%とする。 ※(年間稼働率=年間の総稼働時間 - サービス停止時間の累計) / 年間の総稼働時間 ※庁内設置機器(中継サーバ等)については、庁舎停電時間等の計画停止を除き95%程度とする。 |

(5) セキュリティ要件

本システムで適用する情報セキュリティ対策に関する要件は以下のとおりとする。

本システム内で取り扱う情報の機密性および外部脅威等を踏まえ、リスク分析を実施し、網羅的なセキュリティ対策を講じること。

表5 情報セキュリティ要件

| 項番 | 項目 | 要件 |
|----|--------|---|
| 1 | 利用者認証 | ID / パスワード等により利用者認証を行う機能を設けること。 |
| 2 | 実行機能制御 | ID に応じて実行可能な機能の制御が可能であること。 |
| 3 | ウイルス対策 | マルウェア(ウイルス、ワーム、ボット等)への対策として、ウイルス対策ソフトを導入すること。 |

| | | |
|---|----------|--|
| 4 | 不正アクセス対策 | 外部環境からの不正アクセスに対して、ファイアウォール、侵入検知・防御システム(IDS/IPS)等の導入により、システムの安全性を保つこと。 |
| 5 | 情報セキュリティ | 本システムを利用する際のクライアントとサーバ間の通信、ログイン可能なIPアドレスを制限できること。 |
| 6 | データ暗号化 | データの抜き取り・改ざん等に対して、正規の手順を経由したもの以外は、システムに格納されている情報を判読できないよう、データに対する暗号化対策を施すこと。 |

8 データセンタ要件

本システムは、耐災害性の向上とハードウェアの維持管理費の抑制を目的に、システム基盤のクラウド化を前提とし、以下の要件を満たしたインターネットデータセンタを選定することとする。

表6 データセンタ要件

| 項番 | 項目 | 要件 |
|----|---------|---|
| 1 | 地理および設備 | 立地に起因する各種災害(火災、洪水、地震)に対する対策がなされた施設であること。 |
| 2 | | 電源は複数の系統から引き込まれており、災害等により施設の給電が停止した場合であってもデータセンタを継続して稼働できるよう、無停電電源装置や発電設備等を有していること。 |
| 3 | 冗長構成 | データセンタ(サーバ拠点)の被災リスクを踏まえ、データセンタ(サーバ拠点)は同一拠点に配置せず外部のバックアップセンタ(バックアップ拠点)との冗長構成とすること。 |
| 4 | バックアップ | 各サーバ拠点でリアルタイムにディスクへの複製、本番サーバ拠点とバック拠点間でリアルタイムのデータ複製を実施すること。 |
| 5 | セキュリティ | 24時間365日有人による監視・運用体制を確保していること。 |
| 6 | 危機管理体制 | 災害や通信障害等、想定し得る有事の際に対してバックアップ体制を確保していること |
| 7 | その他 | 日本国内に立地し、準拠法や裁判管轄が国内であること。 |

9 データ移行要件

現行システムの登録情報を含め、本区が提供する情報の内容およびデータ形式は以下のとお

りとし、本システムへのデータ移行に伴い、必要に応じデータのメンテナンスを実施すること。

表7 提供データおよびデータ形式

| 項番 | 項目 | 登録情報 | データ形式 |
|----|----------|--------------------------------|---------|
| 1 | 公共施設 | 避難所／緊急避難場所等 | CSV形式 |
| 2 | | 主要行政機関／警察・交番／消防署・出張所／病院／防災行政無線 | CSV形式 |
| 3 | ハザードマップ等 | 土砂災害／津波／浸水・洪水 | Shape形式 |
| 4 | 発令管理 | 避難情報(発令地区地図情報含む)等 | Shape形式 |
| 5 | その他 | 地区自治協議会区域地図／緊急輸送道路地図／ため池 | Shape形式 |
| 6 | 避難行動要支援者 | 氏名、居所等 | CSV形式 |
| 7 | 備蓄物資 | 備蓄物資種別、数量 | CSV形式 |

10 操作研修要件

本システムの概要説明および操作研修を、本番運用前に実施すること。また、それらに必要なテキストやデータなどの作成を行うこと。

なお、研修の開催場所や利用する端末、ネットワーク機器等は、本区が手配する。

(1) 概要説明

全職員向けに本システムの概要を説明すること。実施にあたっては、オンライン開催、録画配信を予定する。

(2) 操作研修

本番運用前に本システムの管理者向けに1回、利用者向けに2回の操作研修を実施すること。

11 運用保守要件

別途契約を締結する本システムの運用支援・保守業務において、以下の対応を行うこと。

(1) 運用・保守体制

- ① 専用のサポート窓口を設置すること。
- ② システムの円滑な運用の実現と、利用者からの各種問合せに対して、技術支援を含め適切な対応および回答ができる体制を構築すること。意思疎通が効果的に行えるよう、窓口では、区の災害時のシステム運用方法や体制、詳細設計時の事情を把握していることが望ましい。

(2) 平時対応

- ① サポート受付は平日8時30分から17時までとする。(平日は、土曜、日曜、祝日、12月29

日から1月3日を除いた日程とする。)

- ② 適宜、OSならびにウィルス対策ソフトのパッチ適用作業を行うこと。ただし、パッチ適用の自動化等により作業の簡略化を行うことを認める。
- (3) 障害・緊急対応
- ① 本区への障害対応要員の常駐は求めないが、障害発生時の連絡受付窓口は、平日8時30分から17時まで常時受付可能とすること。ただし、災害発生時には24時間受付とすること。
 - ② 緊急を要する障害の場合、原則として1時間以内に本区へ一次回答を行うこと。
 - ③ 障害復旧に1日以上時間を要する場合は、障害内容および原因、復旧目途を本区に報告し対応を行うこと。
 - ④ 障害によりシステムの利用が不可能な場合は、代替機等によりシステムの最低限の機能を担保すること。
- (4) 操作研修
- ① 例年4月下旬から5月上旬を目途に、新任者に対し、操作研修を実施すること。
 - ② 操作研修に必要なテキストやデータなどの作成を行うこと。
- (5) 訓練協力
- ① 休日の発災を想定した機関訓練等に参加し、本システムの操作に関する支援を行うこと。
 - ② 訓練で利用する本システムのデータ作成など、事前準備を支援すること。

12 成果物

以下に示す納入成果物を納品すること。

成果物は各業務の完了時に提出を行い、内容は発注者と協議し、承認を得たものを提出すること。また、システムを段階的に構築する場合は、各構築完了時に更新した成果物を提出すること。

表8 納入成果物一覧

| 項番 | 成果物名 | 内容 |
|----|----------|---|
| 1 | 業務計画書 | 業務開始にあたり、本業務の概要、実施体制、工程、手順などを明記したもの。 |
| 2 | 要件定義書 | システムの概要、要求機能、入力イメージと出力イメージ、セキュリティ要求などをわかりやすく明記したもの。 |
| 3 | 全体テスト計画書 | テスト方針を基に、テストの目的・範囲・方法・スケジュール・判断基準・実施体制等を明記したもの。 |
| 4 | 想定業務フロー | 導入後の想定される業務フローを明記したもの。要件定義書内への記載も可とする。 |
| 5 | 移行計画書 | 災害時情報管理システム内マスタデータ移行及び現行防災ポータルサイトの移行計画等を明記したもの。 |

| | | |
|----|------------|---|
| 6 | 基本設計書 | 基本設計の成果をまとめた設計書(機能要件/非機能要件定義書、業務運用計画書など) |
| 7 | 詳細設計書 | 詳細設計の成果をまとめた設計書(外部設計書、データベース設計書、システム構成図など) |
| 8 | 議事録 | 本件に関わる打合せの議事内容および区担当者で行った打合せ内容を記述したもの。また、打合せ時には、進捗報告書、WBS、課題管理表を提出すること。 |
| 9 | 報告書 | 本件業務のテスト仕様書兼結果報告書および完了報告書、データ移行結果。 |
| 10 | 操作マニュアル | 操作マニュアルおよび運用管理マニュアルなど |
| 11 | 地域災害情報システム | 利用環境一式 |

13 契約条件等

(1) 業務の再委託

受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 知的財産権の帰属等

- ① 業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下、併せて「発明等」という。)が発注者又は受注者のいずれか一方のみによって行われたときには、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する発注者又は受注者に帰属する。この場合において、発注者又は受注者は、当該発明等を行った者との間で特許法(昭和34年法律第35条)等に基づく特許権等の承継その他必要な措置を講じるものとする。
- ② 受注者が従前から有していた特許権等をソフトウェアに利用した場合、又は前項により受注者に帰属する特許権等がソフトウェアに利用されたときには、発注者は、この契約に基づきソフトウェアを自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができる。
- ③ 業務遂行の過程で生じた発明等が発注者および受注者に属する者の共同で行われたときには、当該発明等についての特許権等は発注者に帰属する。この場合において、発注者は、当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 受注者は、前項の共同発明等に係る特許権等について、あらかじめ発注者の承諾を得ることで、これらを自ら実施又は利用することができる。ただし、受注者がこれを第三者に実施又は利用を許諾する場合には、発注者と受注者で協議の上実施又は利用の許諾

条件等を決定するものとする。

- ⑤ 前各項の定めにかかわらず、成果品の著作権については、次項の定めるところによる。

(3) 著作権の譲渡等

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- ① 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)および第28条(二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- ② 発注者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)および第19条(氏名表示権)を行使することができない。

(4) 資料等の提供および返還

- ① 発注者はこの契約に基づき、発注者が所有する資料等について委託業務に必要と判断する場合、受注者に無償にて開示、提供を行うものとする。
- ② 受注者は、発注者から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管するものとし、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- ③ 受注者は、発注者から提供された資料等を、委託業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。
- ④ 発注者から提供をされた資料等(前項による複製物および改変物を含む。)が委託業務遂行上不要となったときは、受注者は、遅滞なくこれらを発注者に返還又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- ⑤ 発注者および受注者は、①の規定による資料等の提供、③の規定による複製又は改変、④の規定による返還、その他の処置について、それぞれ事前に指定した管理者間で書面をもってこれを行うものとする。
- ⑥ 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(5) 受注者の責務

- ① 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

- ② 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
 - ③ 関係法令等を遵守し、その適用および運用は受注者の責任において適切に行うこと。
 - ④ 受注者は、この契約の履行に際し知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。
 - ⑤ 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
 - ⑥ 受注者は、個人情報について、仕様書別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。なお、特定個人情報を取り扱う業務内容等は別記のとおりとする。
 - ⑦ 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。
 - ⑧ 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
 - ⑨ 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
 - ⑩ 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進および喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
 - ⑪ 受注者は、本契約の履行にあたり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
 - ⑫ 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (6) 発注者の追完請求権
- ① 受注者が納入する物品、あるいは受注者の作業に契約不適合があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期限を定めてその契約不適合の追完を請求し、又は追完に代え、若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。
 - ② 前項の規定による契約不適合の追完又は損害賠償の請求は、検査完了日から1年以内に、これを行わなければならない。ただし、検査によって契約不適合を発見することがその性質上合理的にできない場合は、当該契約不適合を知った時から1年以内とする。
- (7) 支払方法
- 履行確認後、一括払いとする。
- (8) 環境に良い自動車利用
- ① 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵

守ること。

- (ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (イ) 自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ② 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- ③ 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- ④ 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成 29 年3月 16 日付改正 28 環改車第 790 号)」に規定する評価基準 Aランク以上の車両を供給すること。

14 その他特記事項

(1) 疑義

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

(2) 問合せ先

港区防災危機管理室防災課防災係

電話03-3578-2541 FAX 番号03-3578-2539

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第 13 条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等の保護に関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の付属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第 16 条から第 21 条の条文は、「特定個人情報 (※)」の取扱業務を委託する契約のみ)
(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取扱う従業員並びにその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 12 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号)」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。